

◎ 農用地利用集積等促進計画の認可の一部取消による訂正

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により令和8年5月25日付けで認可した農用地利用集積等促進計画のうち、富士河口湖町に係る一部を取り消したので、同日付けで行った公告について次のとおり訂正する。

令和8年7月27日

山梨県知事 長崎 幸太郎

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後			訂正前		
農地中間管理権の設定等 を受ける土地		農用地利用 集積等促進 計画の件数	農地中間管理権の設定等 を受ける土地		農用地利用 集積等促進 計画の件数
市町村名	所在		市町村名	所在	
富士河口湖町	船津西荊原 7782-1外1筆	1	富士河口湖町	船津西荊原 7782-1外2筆	2
賃借権の設定等 を受ける土地		農用地利用 集積等促進 計画の件数	賃借権の設定等 を受ける土地		農用地利用 集積等促進 計画の件数
市町村名	所在		市町村名	所在	
富士河口湖町	船津西荊原 7782-1外1筆	1	富士河口湖町	船津西荊原 7782-1外2筆	2